

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年9月15日開催 日本損害保険協会]

1. 金融行政方針の公表について

- 2022年8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表。金融庁として進める施策の方向性を明らかにし、関係者と課題認識等を共有しつつ、建設的な対話をを行うことで、より良い金融行政の実現と保険業・保険市場の健全な発展を図る。

〔参考〕2022事務年度 金融行政方針（抄）

（2）業種別モニタリング方針

④ 保険会社

保険会社には、少子高齢化や自然災害の激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、デジタル化を活用した効率的な業務運営や持続可能なビジネスモデルの構築、顧客ニーズの変化に即した商品開発などが求められている。また、保険会社の海外進出が進む中、海外の成長を取り込むための戦略の明確化やグループガバナンスの高度化を進めることが重要である。これらの取組みの着実な進展を、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促していく。

近年の自然災害の多発等による保険金支払いの増加等により、火災保険料率が上昇傾向にある。特に、激甚化する水災リスクに対する関心が高まっている中、リスクに応じた水災保険料率の細分化について関係者と対話をを行うとともに、水災補償の普及に向けたリスク情報の発信や災害に便乗した悪質商法等への対策に関係者と連携して取り組んでいく。あわせて、こうした環境変化に対応するため、経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めていく。

さらに、節税（租税回避）を主たる目的とした保険商品の販売等、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止するため、国税庁とのさらなる連携強化等を通じ、実効性のある商品審査や保険募集に係るモニタリングを行っていく。くわえて、営業職員による不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、保険会社における実効的な営業職員管理態勢の整備を促していく。

また、顧客の多様なニーズに応じた保険サービスが適切に提供されるよう、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進や保険代理店管理態勢の高度化等について、財務局とも連携しつつ、関係者と対話を行っていく。

少額短期保険業者については、財務局と連携し、モニタリング方法を見直しつつ、財務の健全性や業務の適切性に関する問題を早期に把握し適切な対応を行っていく。

2. 精神的な二次被害への対応について

- 2022年7月26日に、金融担当大臣が交通事故被害者団体（あいの会）と面会した。大臣からは、精神的な二次被害防止に向けた損害保険業界の取組みについて、金融庁としても適切にフォローアップしていく旨を発言した。
- 日本損害保険協会において、2022年9月15日、被害者やその家族の心情に配慮した丁寧な交渉が重要である旨を明確化するガイドラインを改定し、公表した。ガイドラインの趣旨を踏まえ、精神的な二次被害防止に向けた施策を実効性のあるものに進化させていくことに期待する。

3. 障害者アンケートについて

- 障がい者に配慮した取組み状況について、2021年に引き続き各社にアンケート調査を実施し、その結果を2022年9月14日に公表した。聴覚障がい者への代読に関する内規の整備率向上など、各社における取組みが昨年よりも一定程度進展していることを確認した。

(参考) 一部の社では、代筆・代読対応の内規に関する定期的な社内周知や疑似体験プログラムなど、現場実務に則した取組みの向上に資する施策を導入。

- 障がい者に配慮した取組みがしっかりと定着するよう、保険会社向けの総合的な監督指針の改正を検討し、アンケート結果公表と共に改正案のパブコメを開始した。経営陣のリーダーシップのもと、障がい者の更なる利便性向上に向け、一層の取組みを期待している。

4. 令和4年7月以降の大震に対する金融上の措置について

- 今夏の大震にかかる災害に対し、各県に災害救助法が適用され、これを受け各財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声を十分に把握の上、被災者に寄り添った迅速かつきめ細やかな支援をお願いしたい。

5. 気候変動リスクに係るシナリオ分析について

- 気候変動の金融機関への影響を把握する観点から、金融庁は、大手損保3グループとともに、保険引受によって生じる物理的リスク（風災・水災による急性リスク）を対象としたシナリオ分析を行い、結果を2022年8月26日に公表した。

（注）「気候変動関連リスクにかかる共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取り組みについて」

- 今後、損保料率算出機構が保有するリスクモデルを、火災保険を取り扱う全ての社がシナリオ分析等に活用できるよう検討を進める予定である。具体的な進め方については追って相談するので、協力いただきたい。

6. 金融機関におけるカーボン・クレジット取引等の取扱いについて

- 気候変動対策への世界的な要請の高まりに伴い、カーボンニュートラルの実現に向けて、民間主導によるボランタリークレジットを中心にカーボン・クレジット取引が国際的に活発化している。例えば、世界におけるカーボン・クレジットの発行量は足元10年間で約10倍に増加している。
- 国内においても、東京証券取引所が、経済産業省の委託を受け、カーボン・クレジット市場に係る実証事業を行うこととなった。今回の実証事業では、2種類のカーボン・クレジットについて売買の実証が行われるが、このうち「Jクレジット」については、既に参加者登録や説明会が開始されており、

2022年9月22日に予定されている売買開始に向け準備が進められている。

- 金融機関がカーボン・クレジットを取り扱う場合には、業務範囲規制との関係で、取り扱おうとするカーボン・クレジットが「(算定割当量に)類似するもの」に該当するか整理が必要。この点、「Jクレジット」、「JCM クレジット」及び法令（外国の法令、米国州法を含む。）に基づくクレジットについては、「(算定割当量に)類似するもの」に該当すると考える。
- また、ボランタリークレジットを含むその他のカーボン・クレジットについては、金融機関自らが、「(算定割当量に)類似するもの」に該当するか否かを的確に判断できるよう、金融庁としても環境整備を行い、カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に貢献していく。

7. REVICareer（レビキャリ）への個人登録開始について

- 2022年8月26日、REVICに整備した人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」において、大企業社員の個人登録を開始した。
- REVICareer の人材登録については、金融業界以外にもさまざまな業種の大企業人事部署に働きかけを行ってきたところ、一部の大企業から「登録したいと考える社員がいても人事部経由では手があがらない」といった声があがっており、社員個人による登録が可能となるようシステム改修を行ったものである。
- 人事部で登録者を登録・管理いただいている金融機関においても、個人登録の枠組みを活用して、登録・管理の負担軽減に繋げていただくこともできると考えており、不明点等あれば、金融庁まで遠慮なく問合せいただきたい。

8. サステナブルファイナンスに関する動向について

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワークである NGFS は、2022年9月6日に、気候シナリオの第三版を公表した。
- 2020年6月に公表された第二版から、COP26 で表明された各国のコミッ

トメントや新型コロナウイルス感染症による影響、足元の技術開発の状況などを織り込み、データの更新を行った。

- また、セクターの粒度を高め、物理的リスクについても、初めて洪水やサイクロンといった自然災害の激甚化等による急性リスクをマクロ経済データに反映させるなどの改定を行っている。
- 今後、NGFS シナリオについては、当局だけでなく金融機関にも広く利用いただけるよう更なる検討を進める予定である。シナリオの開発にあたって密に連携していきたい。

9. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2022 年 8 月 31 日に、2022 事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、2022 事務年度の業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、システムリスク管理等のモニタリング方針）や業種別モニタリング方針について記載している。是非、金融行政方針を確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配意するので、協力いただきたい。

10. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 2022 年 9 月 9 日、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）の採択等を行う金融事業者のリストを更新し、金融庁のウェブサイトで公表した。
- 当リストは、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を目指す観点から、原則を採択の上、原則との対応関係を明らかにした取組方針を策定し、それに基づいた取組状況を公表した金融事業者の報告を取りまとめ、公表したものである。

- 一方で、金融事業者からの報告や公表内容を確認したところ、原則の文言を形式的になぞるだけで「自らの取組方針とそれに対応した取組状況が十分に示されていない事例」や「取組状況を踏まえた取組方針の見直しが行われていない事例」が認められるなど、顧客本位の業務運営の重要性や「見える化」の趣旨が十分に理解されていないことが窺われた。
- 金融事業者が顧客本位の業務運営の「見える化」に取り組むことは、
 - ・ 自らの取組みの差別化を示すことができるなど、顧客を含む様々なステークホルダーに対するPRになる、
 - ・ 経営陣が営業職員の顧客に向き合う姿勢を検証できる、
 - ・ 営業職員が日頃の営業姿勢を見直す良い契機にもなる、

と考えられるため、各社におかれては、その趣旨を理解の上、経営陣の十分な関与の下で、しっかりと対応いただきたい。

11. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、ラジオCMの配信などの政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っているところ。
- 今年3月に実施したオンライン広告の配信では、金融庁のHPへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、9月15日から再度、オンライン広告を実施しているので、是非確認いただきたい。

12. 2022事務年度金融行政方針の公表について（概要、サステナブルファイナンス）

- 2022年8月31日、2022事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにする

もの。

- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと考えている。もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 内容の詳細は、3本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組みやそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと、
 - ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること、
 - ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化すること、
- などを盛り込んだ。
- サステナブルファイナンスの推進については、今回、下記の参考にある5点の取組みを今後の施策として盛り込んだが、特に、3点について述べると、
 - ・ 1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関と企業の協働の促進である。このため、新たに検討会を設置し、移行計画の策定と着実な実践に資するよう、企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論を行う。
 - ・ 2つ目は、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組を促すことである。これに向け、2020年より

金融庁が共催している「インパクト投資に関する勉強会」を発展させた検討会を新たに設置し、投資のインパクトに関する計測手法について、その実務上の具体化等について議論を進める。

- ・ 最後に、アセットオーナーにおける資産運用の高度化である。投資先企業の成長と受託財産の持続的拡大を図るため、アセットオーナーが、運用方針において ESG 要素を如何に考慮していくかについて知見を高めることが重要であり、まずは、そうした運用を行う上でどの様な課題があるかについて、関係者と連携し、把握していく。
- このうち、3点目については、大手の損害保険会社を中心に、ネットゼロに向けた金融連合への加盟や PRI（責任投資原則）への署名を進めており、アセットオーナーとしてのサステナビリティの取組みをけん引いただいている。サステナブルファイナンス有識者会議の場において、国際的な目線も踏まえたアセットオーナーにおける ESG 投資の実務的な着眼点や課題について、意見をいただきたい。

(参考) 2022 事務年度金融行政方針「サステナブルファイナンスの推進」の主な記載

(1) 開示の充実

- TCFD 開示の質と量の充実を促すとともに、有価証券報告書に、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設
- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJ の法令上の位置づけ等について検討

(2) 市場機能の発揮

- アセットオーナー（年金基金等）に対し、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大を両立するための課題等を把握
- 資産運用会社における態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正
- ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範（～9月5日まで市中協議）を最終化
- 日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームの拡充
- GX 経済移行債（仮称）を含む GX 投資のための 10 年ロードマップの策定や GX

リーグの稼働に向け、積極的に貢献

- カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割を検討

(3) 金融機関の機能発揮

- 2050 年カーボンニュートラルと整合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンス（仮称）を策定
- 地域金融機関による企業支援を推進
- 気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法等について取りまとめ
- 自然災害リスクへの対応における保険の役割等について、各国監督当局と議論

(4) インパクトの評価

- 投資によるインパクトの実務的な計測手法等について、新たに検討会を設置し、年度末までに取りまとめるとともに、気候変動関連のインパクト評価の枠組み策定に向けて、関係省庁と連携を深め、クライメートテック企業に対する投資を円滑化

(5) 専門人材の育成等

- 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG 投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化。大学等における金融関係の講座や教材の提供等を検討
- 生物多様性も含めた自然資本について、国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割を考察

（以 上）